

個人番号（マイナンバー）のお届出について

法令により、お客さまは、金融機関にお届出いただいたマイナンバーを利用して口座を管理することが可能です。マイナンバーによる口座管理をご希望される場合は、お手数ですが、お近くの営業店窓口にてお手続きをお願いいたします。

なお、お届出いただいたマイナンバーは、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続においてお客さまの預貯金口座を特定するために利用され得ることがあります。

- ※1 マイナンバーのお届出は任意のため、お手続きいただけない場合でもお取引に影響はありません。
- ※2 既にマイナンバーをお届出いただいているお客さまにもご案内しておりますので、ご容赦ください。



令和6年4月1日